

通信制課程の教育課程の見直しについて（案）

○全日制・定時制・通信制のいずれの課程であっても、高校教育として共通に身に付けるべき資質・能力、すなわち**高校教育において確保されるべき「共通性」としては、社会・職業への円滑な移行に必要な力や自立した市民としてより良い社会の実現に主体的に参画する資質・能力等**が、最新の中央教育審議会高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ（令和7年2月）において示されています。これは、次期学習指導要領の基盤となる考え方である「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成という理念とも軌を一にするものです。

加えて、中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」（令和3年1月）においては、**令和の学校は学力の保障という学習機能にとどまらず、他者と関わりながら全人的に成長する社会的機能と、居場所・セーフティネットとして心身の健康を保障する教育福祉的機能を併せて担う存在**であることが改めて認識されています。

○一方、我が国の高等学校における通信制課程は、「**働きながら学ぶ青年に対し、教育の機会均等を保障する**」ことを目的として創設された制度であり（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号））、対象であった**勤労青年は既に実社会のなかで働いているため、職場での人間関係や仕事を通じて社会性の涵養が図られることを前提**としていました。また、高校進学率が低い時代において、働きながらも学びたいという学習意欲の高い勤労青年を対象としていたため、社会的機能も教育福祉的機能もあまり必要とはされていませんでした。このため、通信制課程は、自学自習を基本とした添削指導や試験等の**学習機能に重点を置き、対面での関わりや協働的な学びの機会**は極めて限定的に制度設計されました。

○しかしながら、現在の通信制課程においては、勤労青年は少数となり、中学校卒業後そのまま進学する生徒が大半を占めており、とりわけ不登校等を経験した生徒の割合が増加しています。このような生徒にとっては、居場所やセーフティネットとしての機能に加え、対話を通して他者と関係を構築していく力や主体的に社会へ参画する資質・能力を身に付けていくための学びが不可欠です。

このように、通信制課程は、**制度創設時の前提や目的と現在の生徒の実態とが大きく乖離**している状況にあります。また、現在の高等学校学習指導要領解説（総則編）には「**通信制の課程の学習の量と質は全日制・定時制の課程の学習の量と質と同等**」と明記されていますが、必ずしも十分に対応しきれていない実情が見られます。

○こうした状況を踏まえると、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」を改正するとともに、通信制課程については、**従来の勤労青年向けの学習機能中心の制度設計を改め、社会的機能及び教育福祉機能を含めた高校教育制度として再構築**することが不可欠です。

また、次期学習指導要領の改訂においては、**不登校等を含む多様な生徒が通信制課程を通して、社会で生きていくために必要な資質・能力を確実に身に付けることができるよう、以下の点について見直しを行う必要がある**と考えます。

1 学校設定教科・科目の添削指導回数・面接指導単位時間数の見直し

学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1 単位につき、それぞれ 1 回以上及び 1 単位時間以上確保した上で、各学校で設定することとなっており、添削指導 1 回・面接指導 1 単位時間と設定することも可能となっています。

しかし、他の教科・科目では、科目の内容・性質に応じて、知識・技能の習得に重きがある科目（国語、数学、社会、外国語等）では添削指導が 3 回以上と設定され、実技・実験等に重きがある科目（体育、理科、外国語等）では面接指導が 4 単位時間又は 5 単位時間以上と設定されているが、添削指導 1 回・面接指導 1 単位時間との設定を許容する教科・科目は存在していません。

そのため、これからの時代に必要な資質・能力を適切に育ていくために、学習指導要領の改訂において、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1 新単位につき、それぞれ 1 回以上及び 1 単位時間以上確保した上で、学校設定教科・科目の性質・内容に応じて、例えば添削指導 3 回以上又は面接指導 4 単位時間以上のいずれかを満たす形で各学校で設定するものへと見直す必要があると考えます。

2 「総合的な探究の時間」の添削指導・面接指導等の在り方の見直し

総合的な探究の時間においては、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力の育成を目指し、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じた探究課題を設定し、その解決に向けた様々な学習活動を展開していく必要があります。他方で、通信制課程では、総合的な探究の時間の面接指導及び添削指導の時間数・回数について、1 単位につき、面接指導 1 単位時間・添削指導 1 回にとどまっており、総合的な探究の時間で期待されている学習活動を展開していくために十分な学習の量と質が担保されているとは言い難いのが現状です。総合的な探究の時間の質の担保や向上を図るには、教員等による伴走支援が不可欠であるものの、現状の学習指導要領ではそのような設計にはなっていません。

そのため、これからの時代に必要な資質・能力を適切に育ていくために、学習指導要領の改訂において、「総合的な探究の時間」の実施にあたって「伴走」の視点を明確化するとともに生徒の探究における学びの質と量を担保できる時間・回数の確保が必要であると考えます。具体的には、「総合的な探究の時間」の実施にあたっては、添削指導・面接指導に加えて、1 新単位につき 6 回以上の「伴走指導」の時間を設ける、もしくは新たに「伴走指導」を設けることが難しくければ、「伴走指導」に相当する機能を有する面接指導又は添削指導の時間・回数を追加する必要があると考えます。

3 「特別活動」の在り方の見直し

全日制・定時制では、特別活動（うちホームルーム活動）は年間 3 5 単位時間以上（＝卒業までに 1 0 5 単位時間以上）とされている一方で、通信制では、特別活動（ホームルーム活動含む）は卒業までに 3 0 単位時間以上とされていて、3 倍以上の開きがあります（なお、特別活動は、レポート、スクーリング、試験といった概念はなく、全日制・定時制と同様のものであり、通信制唯一の履修主義型の活動になります）。さらに、特別活動は「メディア減免」の対象にもなっているため、通信制の多くは 1 0 分の 6、場合によっては 1 0 分の 8 の減免を行い、少なれば卒業までに 6 単位時間しかなされていない学校も存在するのが実情です。

勤労青年が多かった時代の通信制課程であればさておき、現在はそうではなく、むしろ中学校卒業後もない生徒がほとんどである上、キャリア教育の重要性が強調されるこの時代において、上記のような運用が看過されているのはあまりに特別活動を軽視するものと言わざるを得ません。多様な生徒が学ぶ通信制課程においてこそ、人間としての在り方生き方を考えるとともに、その中で自らのキャリアやこれからの学びや生き方を見通していくことが重要であることは明らかですので、通信制課程における特別活動を充実させていく観点から、①総合的な探究の時間と同様に特別活動を「メディア減免」の対象から除外するとともに、②通信制課程においても特別活動の卒業までの必要時間数を全日制・定時制と同様（105単位時間以上）としつつ、現行制度からの変更に伴う緩和措置として、③対面指導が必要な時間数を増やすことなく（卒業までに30単位時間以上）、残りの時間数については同時双方向型のオンラインによる指導や定期的な伴走支援等を認めることも必要と考えます。

4 教育課程の特例となっている「多様なメディア利用による学習」の見直し

学習指導要領における「通信制の課程における教育課程の特例」のなかで認められている、『学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。』という特例は、特別活動及び面接指導という貴重な協働的な学び（対話的で深い学び）の時間を大きく減らしてしまう特例となっています。前述したように特別活動に対する減免は除外するとしてうえて、貴重な面接指導の時間においても、これだけの特例としての免除がどれほど必要なのでしょう。メディア利用が当たり前となり、メディア利用を促進するインセンティブとしての本特例の意味合いは薄れたなか、ラジオ放送やテレビ放送といった一方向性のメディアの時代ではないこと、また一人一台端末や双方向性を担保するデジタル学習基盤が整ってきたという現代社会の実情等を鑑み、メディア減免という特例自体の撤廃、もしくは①メディア利用で特例的に免除できる「10分の6」と「10分の8」という時間数の抜本的な見直し（例えば、「10分の2」と「10分の3」など）及び、②「複数のメディアの利用による減免」の際には、必ず1つは同時双方向型オンラインといった「協働的な学び（対話的な学び）」を担保するメディアの利用を条件とするといった生徒たちの学びの質を保證できる特例の在り方に改善することが必要かと考えます。また、③メディア減免という特例を適応できる「特別な事情のある生徒」をより精緻に定義し、「複数のメディアの利用による減免」だけではなく、メディア減免一般を適用する場合に必要な条件とし、本当に必要な生徒にのみメディア減免が使われるように見直すとともに、④メディア減免を適用する場合には、特別な事情を抱える当該生徒に対して、計画的・継続的な指導・支援がなされるための個別の指導計画の策定を行うこともメディア減免を適用する際の条件とする必要があると考えます。

5 単位制の柔軟化に伴う添削指導・面接指導の回数・時間数の制度設計

学習指導要領においては、例えば、「国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目」の面接指導は、1 単位につき、1 単位時間（50 分相当）が標準とされています。今般、高校全体として単位数の細分化（74 単位→148 新単位）が検討されているところ、その変更に伴って、面接指導の標準単位時間数についても同様に細分化してしまえば、1 新単位につき 0.5 単位時間（25 分相当）が標準となってしまいます。しかしながら、0.5 単位時間（25 分相当）の間に実施できる教育指導は非常に限られてしまうのであり、面接指導として実施する意味のあるまとまりを保っていないと言わざるを得ません。そして、このことは添削指導についても同様に当てはまります。

したがって、今般の高校全体としての単位数の細分化を行ったとしても、面接指導・添削指導を実施する教育上意味のあるまとまりを維持する観点から、面接指導の 1 単位時間や添削指導の回数は安易に半減すべきではないと考えます。具体的には、単位の細分化に伴い新 1 単位あたりの面接指導が 0.5 単位時間（25 分相当）や添削指導が 0.5 回といった端数となる場合には、これらを切り上げ、1 単位時間（50 分相当）の面接指導及び 1 回の添削指導とすべきであると考えます。

6 通信制の課程における教育課程の特例の位置づけの見直し

勤労青年へ高校教育の機会を提供するという趣旨で創設された通信制課程は、元々の制度趣旨と大きく異なる意図や対象生徒に運用される実態が広がり続けているなかで、「通信制の課程の学習の量と質は全日制・定時制の課程の学習の量と質と同等である」とは言えない現状となっています。こうした実情を是正・改善しながら、学習指導要領の改訂の方向性として示されている「主体的・対話的で深い学び」を確実に実装し、「自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手」として必要な資質・能力を育成するために必要な時間数・回数等を担保し通信制の質を維持・向上を図る必要があります。また、少子化の進行にもかかわらず増加を続ける通信制高校の状況を考えれば、通信制高校においても各学校のスクールミッション及びスクールポリシーに基づき、柔軟な教育課程を編成し、各学校の特色化を図るとともにカリキュラム・マネジメントを充実させていく必要があります。

こうした状況を踏まえれば、学習指導要領第 1 章総則第 2 款 5 に規定する「通信制の課程における教育課程の特例」において、まずもって①通信制課程における面接指導、添削指導、メディアを利用した学習及び試験については、全日制課程及び定時制課程における学習の量及び質と実質的に同等であることについて教育的に合理的な説明が可能な範囲において、各学校のスクールミッション及びスクールポリシーに基づき、主体的かつ柔軟に設定されるべきものであると明確に位置付けるとともに、②面接指導の時間数及び添削指導の回数については、これを標準的な水準として固定的に捉えるのではなく、教育の質を損なわないことについて合理的な説明が可能な範囲において柔軟な運用を許容しつつ、特に特別な事情を抱える生徒の学習機会を保障する観点から設定される「最低基準」又は「下限」として明確に再定義すべきである。

あわせて、各学校は、当該配分が同等の学習成果を担保し得るものであることについて、具体的な根拠に基づき説明責任を果たすことを求めるものとし、単なる形式的な時間数・回数の充足にとどまらない、実質的な教育の質の確保を運用上も担保できる仕組み（各学校の運用について合理的な説明が可能な範囲内といえるかどうかは、所轄庁において毎年度評価することで質の保証を図る等の仕組み）を構築する必要があると考えます。

【参考】通信制高校の教育の質の確保・向上に向けたその他の取組について（案）

1. 法令上義務付けられている情報公開状況の把握と共有

○ 通信制高校は、その教育活動に関する状況について情報公開をする義務を負うことが明確化されているにもかかわらず、依然として情報公開ができていない学校が多くある。特にサテライト施設ごとに教育活動等の情報を公開できている学校は少ない。

○ そのため、まずもって法令上義務付けられている情報公開が徹底されるよう、文科省としても各学校の情報公開の実施状況を把握・共有すべきではないか。そのうえで、情報公開がなされていない場合には、下記2の是正措置等を講じていくべきではないか。また公開情報の検索・閲覧・比較等を生徒・保護者・教職員・所轄庁等の関係者が容易に行えるように、公開情報を通信制高校プラットフォームなどに集約できるような仕組みを構築することも検討すべきではないか。

○ また、これらの情報公開義務を徹底していく観点から、点検調査の実施方法については、対象校が年に数十校に限定されている実地調査のみによるのではなく、①通信制高校及びそのサテライト施設の全校・全施設に対して、情報公開すべき内容が公開されているか否かの書面調査を実施するとともに、②書面調査の結果として情報公開が実施されていない学校や法令違反の疑いが見受けられる学校等を中心としてオンラインでの聞き取り調査もしくは実地調査を行うものとしていくべきではないか。

2. 法令違反等が発覚した場合の是正措置等の明確化・厳格化

○ 現行制度上、私学助成の減額措置を採ることができるものの、実際に適用されたケースは収容定員を超過して生徒を入学させた場合のみにとどまっており、活用されていないと聞く。そのため、通信教育実施計画の作成・公表ができていないケース、サテライト施設ごとの定員、教職員数等の情報公開していないケースなど、収容定員超過に限らず法令違反が見られる場合には、私学助成の減額措置・停止がなされ得る旨を改めて周知して、実効的な運用を図っていくべきではないか。

○ また、法令違反に対しては断固とした是正措置を所轄庁が採ることができるよう、サテライト施設ごとの教育活動が分かるように作成される通信教育実施計画が作成・公表されていなかったり、当該施設に関する情報公開が徹底されていなかったりするなどの法令違反が見受けられる場合には、文科省及び所轄庁において、行政指導を行うにとどまらず、行政処分として、法令違反を改善すべき旨の措置命令（景品表示法7条参照）を行うことができるよう、所要の法的整備を進めていくべきではないか。併せて、措置命令の運用に際しては、国民への適切な情報提供や正しい情報に基づく高校選択に資するよう、措置命令の内容を公表していくことを前提に検討を進めていくべきではないか。

○ これらの措置命令にもかかわらず、法令違反が改善されない場合には、所轄庁が、学校閉鎖命令（学教法13条1項）の一部適用として、当該サテライト施設との連携協力を解除する旨の命令（又は当該サテライト施設における次年度以降の募集停止の命令）を学校に発出できる旨を明確化し、文科省から周知・徹底すべきではないか。

○ また、現行の景品表示法上であっても、例えば、サテライト施設であるにもかかわらず、高校卒業資格を取得できる高等学校そのものであるかのように表示するなど、生徒募集に当たって優良誤認表示・有利誤認表示等の不当な広告表示が認められる場合には、消費者庁長官による措置命令の対象になり得るはずであるにもかかわらず、そのような権限行使は行われていないと聞く。生徒及び保護者が正し

い情報に基づき高校選択を行うことができるよう、不当な広告表示に対しては是正措置を講じていくべきである。そのため、文科省及び消費者庁は、通信制高校及びそのサテライト施設が行う生徒募集の際の表示に関して、不当な表示による誤認を防ぎ、排除していくことができるよう、措置命令の対象になり得る不当な表示の事例やリストを整理して周知を徹底していくとともに、通信制高校及びそのサテライト施設の特異性を踏まえた措置命令の権限行使に関する運用フローを明確化していくべきではないか。

3. 法令違反等が発覚した場合の通報窓口の明確化と質保証に向けた研修の徹底

- 通信制高校が法令やガイドライン等に違反していると疑われる場合に、当該高校の教職員、保護者、生徒等が内部告発や通報をすることができるよう（また法令違反等への抑止力を働かせるために）、通報窓口を明確化して周知徹底を図るべきではないか。
- また、通信制の質の担保に向けて関係者が当事者意識を持って取り組んでいけるように通信制高校の教員、管理職、所轄庁向けの研修をそれぞれ充実させ継続的に実施していくべきではないか。